

軟骨伝導イヤホンを導入

補聴器などを使用していない軽度難聴の高齢者の方などが、窓口で安心して相談や手続きができるよう、軟骨伝導イヤホンを導入しました。

軟骨伝導イヤホンは、耳付近の軟骨を振動させて音を伝えるもので、イヤホンを軽く耳に当てるだけで音が聞こえます。そのため、小声で会話ができることにより個人情報を周囲に聞かれるリスクが軽減できるほか、耳に直接差し込まないため、簡単な消毒により清潔に利用していただけます。

健康福祉課⑦番窓口①に設置していますので、来庁時窓口等が必要なお方をお申し出ください。

お問い合わせ

健康福祉課 高齢者支援G
☎(84)0006 (直通)

女性の健康講座「骨粗しょう症予防教室」を開催

骨折しにくい丈夫な骨を作るため、骨粗しょう症の予防について、正しい知識を学んでみませんか。

○日時 3月15日(土)

午前10時～午前11時30分

○受付時間

午前9時45分～午前10時

○会場 五霞ふれあいセンター

○対象者 女性(年齢制限なし)

○定員 30名(申込先着順となります)

○内容

・骨密度測定、測定結果の見方

・食事

・骨を強くする運動

※保健師、管理栄養士、健康運動実践指導者が担当します。

○申込受付期限・方法

・3月11日(火)午後5時まで

・電話または健康福祉課⑤番窓口での受付

○持ち物

・筆記用具

・動きやすい服装・上履き

・フェイスタオル

・飲み物

○お申し込み・お問い合わせ

健康福祉課 健康支援室
☎(84)0006 (直通)

町での所得の確定申告は3月17日まで

令和6年中の所得における確定申告の期日は、3月17日(月)まで

です。まだお済みでない方は、必ず申告をしてください。

所得税の申告が必要な方の例

○給与所得がある方

・給与の収入金額が2千万円を超える方

・給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、

各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方

・給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった

給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方

○公的年金等の雑所得のみの方

公的年金等雑所得のみで、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある方(年金所得者に係る確定申告不要制度があります)

○退職所得がある方

外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある方

※退職金などの支払者に『退職

所得の受給に関する申告書』を提出した場合、一般的に、退職所得に係る所得税等は源泉徴収により課税が済むこととなりますので、申告書の提出は不要です。ただし、退職所得のある方が確定申告書を提出する場合は、退職所得を含めて申告する必要があります。

無申告によって起きる問題

○申告義務者が申告をせず、後に所得等が判明すると、さかのぼって課税され加算税や延滞税がかかる場合があります。

○前年所得を算定の基礎とする税(町県民税、国民健康保険税等)の正確な課税ができません。

○所得証明書等の交付ができないため、さまざまな手続きに支障をきたします。

○所得判定を要するさまざまな行政サービスが受けられません。

所得の申告は義務付けられており、無申告である場合の不利益は本人だけでなく、ご家族(世帯員)へもおよぶ可能性があります。申告義務のある方は、必ず所得の申告をしてください。

お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)